



発行 新潟県

第 39 号

令和8年5月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

32 新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則(健康づくり支援課)

告 示

- 438 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 439 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 440 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 441 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 442 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 443 土地改良区役員の就退任届(農地計画課)
- 444 道路の区域変更(道路管理課)
- 445 道路の供用開始(道路管理課)
- 446 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)

規 則

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第32号

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県健康増進法施行細則（平成15年新潟県規則第85号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																				
<p style="text-align: center;">(特定給食施設の届出等の様式)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特定給食施設の<u>設置者又は管理者</u>は、毎年の給食の実施状況について、翌年の1月末日までに別記第4号様式又は別記第5号様式により知事に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(条例第2条第1項に規定する施設の届出等の様式)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第2条第1項に規定する施設の<u>設置者又は管理者</u>は、毎年の給食の実施状況について、翌年の1月末日までに別記第4号様式又は別記第5号様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条、第4条関係) 給食開始届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2号様式 (第2条、第4条関係) 届出事項変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">変更事項</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		施設の種類		(略)		(略)		変更事項		<p style="text-align: center;">(特定給食施設の届出等の様式)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特定給食施設の管理者は、毎年の給食の実施状況について、翌年の1月末日までに別記第4号様式又は別記第5号様式により知事に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(条例第2条第1項に規定する施設の届出等の様式)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第2条第1項に規定する施設の管理者は、毎年の給食の実施状況について、翌年の1月末日までに別記第4号様式又は別記第5号様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条、第4条関係) 給食開始届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">施設の種類</td> <td style="text-align: center;"> 1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄宿舍 9 事業所 10 一般給食センター 11 その他 () </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2号様式 (第2条、第4条関係) 届出事項変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="text-align: center;"> 1 施設の名称 2 施設の所在地 3 設置者の氏名 4 設置者の住所 5 施設の種類の種類 6 給食の開始予定日 7 1日の予定給食数 8 各食ごとの予定給食数 9 管理栄養士の員数 10 栄養士の員数 </td> </tr> </table>	(略)		施設の種類	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄宿舍 9 事業所 10 一般給食センター 11 その他 ()	(略)		(略)		変更事項	1 施設の名称 2 施設の所在地 3 設置者の氏名 4 設置者の住所 5 施設の種類の種類 6 給食の開始予定日 7 1日の予定給食数 8 各食ごとの予定給食数 9 管理栄養士の員数 10 栄養士の員数
(略)																					
施設の種類																					
(略)																					
(略)																					
変更事項																					
(略)																					
施設の種類	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄宿舍 9 事業所 10 一般給食センター 11 その他 ()																				
(略)																					
(略)																					
変更事項	1 施設の名称 2 施設の所在地 3 設置者の氏名 4 設置者の住所 5 施設の種類の種類 6 給食の開始予定日 7 1日の予定給食数 8 各食ごとの予定給食数 9 管理栄養士の員数 10 栄養士の員数																				

第2条 新潟県健康増進法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式 (第2条、第4条関係)

給食実施状況報告書

年 月 日

新潟県知事 様

報告者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

新潟県健康増進法施行細則第2条第2項 (第4条第2項) の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施設の基本情報	施設の種類						
	施設の名称						
	施設の所在地		〒 ー 新潟県				
	電話番号				FAX		
	代表メールアドレス						
	施設管理者		職名				氏名
	給食部門責任者		職名				氏名
2 給食の運営方式	<input type="checkbox"/> 直営						
	<input type="checkbox"/> 全面委託						
	<input type="checkbox"/> 一部委託		<input type="checkbox"/> 献立作成 <input type="checkbox"/> 発注 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理 <input type="checkbox"/> 配膳 <input type="checkbox"/> 下膳 <input type="checkbox"/> 食器洗浄 <input type="checkbox"/> 栄養指導 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	委託先	名称					
		所在地		〒 ー			
電話番号							
担当者氏名							
3 組織体制		栄養管理部門組織図を添付					
4 調理設備の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		5 配送の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6 給食数	給食対象者	乳幼児	児童	生徒・学生	職員・従業員他	計	
	利用者数	人	人	人	人	人	
	朝						
	昼						
	夕						
	その他						
合計							
7 喫食率〔事業所及び寄宿舎のみ記入〕		<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部 (%)					
8 給食従事者	採用職種	施設の従事者		委託先の従事者		計	兼務職員の状況
		常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	管理栄養士	人	人	人	人	人	
	栄養士	人	人	人	人	人	
	調理師	人	人	人	人	人	
	調理員	人	人	人	人	人	
	給食専任事務員	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	
	合計	人	人	人	人	人	
〔学校(本務校である場合に限る。)のみ再掲記入〕		常勤のうち有資格者			管理栄養士	栄養士	調理師
栄養教諭			人	施設の従事者	延べ 人	延べ 人	延べ 人
			委託先の従事者	延べ 人	延べ 人	延べ 人	

9 給食提供形態	<input type="checkbox"/> 単一献立	<input type="checkbox"/> 定食 <input type="checkbox"/> 副食のみ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	<input type="checkbox"/> 複数献立	<input type="checkbox"/> 定食 <input type="checkbox"/> ヘルシーメニュー <input type="checkbox"/> 麺類 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	<input type="checkbox"/> カフェテリア式	<input type="checkbox"/> 主食 <input type="checkbox"/> 主菜 <input type="checkbox"/> 副菜 <input type="checkbox"/> 麺類 <input type="checkbox"/> その他 ()										
10 栄養管理の方針及び目標												
11 給食運営(栄養管理)に関する会議の開催	名称								開催回数	回/年		
	構成員	<input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士 <input type="checkbox"/> 給食主任 <input type="checkbox"/> 調理担当者 <input type="checkbox"/> 利用者代表 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	【主な検討内容】											
12 健康・栄養状態のアセスメント〔学校・幼稚園、児童福祉施設、認定こども園、事業所及び寄宿舎のみ記入〕		やせ	普通	肥満	計							
	男性	人(%)	人(%)	人(%)	人							
	女性	人(%)	人(%)	人(%)	人							
	〔事業所のみ記入〕											
	健診有所見者	高血圧	糖代謝	脂質異常症	肝機能							
	人(%)	人(%)	人(%)	人(%)								
【課題】												
13 栄養状況	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	脂質(g)	炭水化物(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	食塩相当量(g)	たんぱく質エネルギー比(%)	脂肪エネルギー比(%)	炭水化物エネルギー比(%)	野菜量(g)	果物量(g)
	給与栄養目標量											
	給与栄養量											
【給与栄養目標量の設定方法】												
14 栄養教育	栄養・食生活に関する指導	個別指導		指導等の具体的内容	内容	栄養・食生活に関する指導内容	健康栄養情報の提供内容					
		実人数	延べ人数					1 肥満の予防・改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		人/年	人/年					2 やせ・低栄養の予防・改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		集団指導						3 減塩の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		回数	延べ人数					4 野菜摂取量の増加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		回/年	人/年					5 果物摂取量の増加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
								6 朝食欠食の予防・改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
								7 主食・主菜・副菜のそろった食事の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
								8 非常時の食の備えの推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
								9 その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
【給食を活用して重点的に取り組んだ食育・栄養教育】												
15 提供している給食の評価方法	<input type="checkbox"/> 食事摂取量調査 <input type="checkbox"/> 残菜量調査 <input type="checkbox"/> 嗜好調査等、対象者による食事評価 <input type="checkbox"/> 検食等、給食提供者による食事評価 <input type="checkbox"/> その他 ()											
16 非常災害対策	マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	非常食の備蓄				<input type="checkbox"/> 有 (人分を 食分) <input type="checkbox"/> 無					
	献立表	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	食事提供に関する訓練				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (<input type="checkbox"/> 本年度内に実施予定)					
17 栄養管理実施後の評価及び今後の改善事項												

注 1 この報告書は、学校・幼稚園・認定こども園(幼稚園型)、児童福祉施設・認定こども園(幼稚園型を除く。)、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター及びその他の施設(病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設、診療所及び第5号様式に該当するその他の施設を除く。)について記入すること。
 2 12月末現在の状況について記入すること。ただし、「栄養状況」欄は、11月の平均値を記入すること。
 3 「給食従事者」の常勤・非常勤の欄は、管理栄養士等の資格を有する者であっても、採用されている職種により記入すること。
 4 児童福祉施設及び認定こども園においては、「栄養状況」欄の給与栄養目標量及び給与栄養量については、3歳以上児を上段に、3歳未満児を下段に記入すること。
 5 小学校においては、「栄養状況」欄の給与栄養目標量及び給与栄養量については、中学年について記入すること。また、学校の共同調理場においては、「栄養状況」欄の給与栄養目標量及び給与栄養量については、対象区分(幼児、小学校中学年児童、中学校生徒又は高等学校生徒)ごとに記入すること。

8 栄養管理の方針及び目標														
9 給食運営(栄養管理)に関する会議の開催	名称							開催回数	回/年					
	構成員	<input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 調理担当者 <input type="checkbox"/> 利用者代表 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	【主な検討内容】													
10 健康・栄養状態のアセスメント	対象	<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部のみ												
	把握項目	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 身体活動レベル <input type="checkbox"/> 身長 <input type="checkbox"/> 体重 <input type="checkbox"/> BMI <input type="checkbox"/> 血液検査結果 <input type="checkbox"/> 褥瘡の有無 <input type="checkbox"/> 食形態 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	【課題】													
11 栄養計画	病院・診療所	多職種連携による栄養管理体制				<input type="checkbox"/> 栄養サポートチーム				<input type="checkbox"/> その他 ()				
		スクリーニング方法												
	症例件数				件/年				件/年					
	病院・診療所以外	【スクリーニング方法】				低リスク		中リスク		高リスク		対象者数		
		人 (%)		人 (%)		人 (%)		人						
12 栄養状況	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	炭水化物 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	食塩相当量 (g)	たんぱく質エネルギー比 (%)	脂肪エネルギー比 (%)	エネルギー比 (%)	炭水化物エネルギー比 (%)	野菜量 (g)	果物量 (g)	
	給与栄養目標量													
	給与栄養量													
【給与栄養目標量の設定方法】														
栄養・食事指導														
13 栄養教育	病院・診療所				病院・診療所以外									
	入院		外来		在宅訪問		入所		通所					
	実	人/年	実	人/年	実	人/年	実	人/年	実	人/年				
	延べ	人/年	延べ	人/年	延べ	人/年	延べ	人/年	延べ	人/年				
	回/年		回/年		/		回/年		回/年					
	延べ	人/年	延べ	人/年			延べ	人/年	延べ	人/年				
指導等の具体的な内容	内容										健康栄養情報の提供内容			
	1 肥満の予防・改善										<input type="checkbox"/>			
	2 やせ・低栄養の予防・改善										<input type="checkbox"/>			
	3 減塩の推進										<input type="checkbox"/>			
	4 野菜摂取量の増加										<input type="checkbox"/>			
	5 果物摂取量の増加										<input type="checkbox"/>			
	6 朝食欠食の予防・改善										<input type="checkbox"/>			
	7 主食・主菜・副菜のそろった食事の推進										<input type="checkbox"/>			
	8 非常時の食の備えの推進										<input type="checkbox"/>			
9 その他 ()										<input type="checkbox"/>				
14 提供している給食の評価方法	<input type="checkbox"/> 食事摂取量調査 <input type="checkbox"/> 残菜量調査 <input type="checkbox"/> 嗜好調査等、対象者による食事評価 <input type="checkbox"/> 検食等、給食提供者による食事評価 <input type="checkbox"/> その他 ()													
15 非常災害対策	マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		非常食の備蓄				<input type="checkbox"/> 有 (人分を 食分) <input type="checkbox"/> 無						
	献立表	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		食事提供に関する訓練				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (□本年度内に実施予定)						
16 栄養管理実施後の評価及び今後の改善事項														

注 1 この報告書は、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設、診療所及びその他の施設(学校・幼稚園・認定こども園(幼稚園型)、児童福祉施設・認定こども園(幼稚園型を除く。)、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター及び第4号様式に該当するその他の施設を除く。)について記入すること。
 2 12月末現在の状況について記入すること。ただし、「栄養状況」欄は、11月の平均値を記入すること。
 3 「給食従事者」の常勤・非常勤の欄は、管理栄養士等の資格を有する者であっても、採用されている職種により記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

告 示

◎新潟県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を令和8年5月11日認可した。

令和8年5月22日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和8年5月13日認可した。

令和8年5月22日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を令和8年5月13日認可した。

令和8年5月22日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和8年4月22日認可した。

令和8年5月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和8年5月13日認可した。

令和8年5月22日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市吉岡829番地甲 本間 正己

退任年月日 令和8年4月30日

◎新潟県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市吉水字川原田957番1から	新	9.4～19.8メートル	368.2メートル
同市吉水字川原田890番5まで	旧	7.2～22.8メートル	365.4メートル

◎新潟県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
魚沼市吉水字川原田957番1から同市吉水字川原田890番5まで
- 3 供用開始の期日 令和8年5月22日

◎新潟県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 宮寄上加茂線
- 2 道路の位置
加茂市大字宮寄上字岩野521番10から同市大字宮寄上字岩野522番5まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 加茂市長
所在 加茂市幸町2丁目3番5号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和8年4月15日から当該施設の存続する日まで